

令和3年6月22日

各小中学校長 様

熊野市教育委員会

熱中症事故の防止について

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しています。また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動において児童生徒及び教職員は、常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いいたします。

体育の授業及び運動部活動において児童生徒はマスクを着用する必要はありませんが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対応をお願いいたします。具体的な取扱いは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28Ver.6）」で示している内容を御参照してください。